

岐阜県公報

第二千六百五十四号 (火曜日)
平成二十七年六月九日

目 次

規 則

岐阜県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則

(消 防 課) 四〇七ページ

岐阜県規則第八十号
岐阜県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則
岐阜県規則(昭和四十六年岐阜県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

特定非営利活動法人の設立認証申請
特定非営利活動法人の定款変更認証申請
指定自立支援医療機関の指定
指定管理者の変更の届出に関する公示

公 示

(環境生活政策課) 四〇九
(同) 四〇九
(保健医療課) 四〇九
(畜 産 課) 四一〇

岐阜県規則第八十号

岐阜県規則第八十号
岐阜県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則
岐阜県規則(昭和四十六年岐阜県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

特定非営利活動法人の設立認証申請
特定非営利活動法人の定款変更認証申請
指定自立支援医療機関の指定
指定管理者の変更の届出に関する公示

岐阜県知事 古 田 肇

(1) イ 現場指揮課程 次に掲げるものの

二 指揮幹部科 イ又は口に掲げる課程の種別に応じ、それぞれイ又は口に定めるもの
の
イ 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の

知識及び技術を有していること。

(2) 大規模災害時において、現場指揮者として、火災防ぎよ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有することと並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えること。

口 分団指揮課程 次に掲げるもの

(1) 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。

(2) 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理解していること。

第十一条第三項第三号中「上級幹部科」を「上級幹部科 次に掲げるもの」に改め、

同項を同条第四項とする。

第十二条第二項の次に次の一項を加える。

3 指揮幹部科の教育訓練は、現場指揮課程及び分団指揮課程の種別」と行ひやのと

する。

第十七条第一項中「実施できがたい」を「実施する」とが困難である」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十二条第一項中「場合において」を「規定にかかわらず」に改め、同条中第三項を第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

3 校長は、指揮幹部科の修了を認定した者に対し、知事が別に定めるところにより、当該者が消防団の活動時における指揮者であることを示すき章を交付するものとする。別表第六二の表を次のように改める。

二 指揮幹部科

1 現場指揮課程

教 科 目	時 間 数
講 話 ・ 現 場 指 挥 ・ 安 全 管 理	一
火 災 防 活 き よ 訓 練	二

災 害 情 報 収 集 ・ 伝 達 訓 練	地 域 防 災 指 導 訓 練	行 事 そ の 他	計
一	一	一	一

災 害 対 応 図 上 訓 練 災	講 話 ・ 組 織 制 度 ・ 安 全 管 理	時 間 数
行 事 例 研 究	講 話 ・ 組 織 制 度 ・ 安 全 管 理	時 間 数
事 そ の 他	講 話 ・ 組 織 制 度 ・ 安 全 管 理	時 間 数
行 事 例 研 究	講 話 ・ 組 織 制 度 ・ 安 全 管 理	時 間 数
計	講 話 ・ 組 織 制 度 ・ 安 全 管 理	時 間 数
一〇	講 話 ・ 組 織 制 度 ・ 安 全 管 理	時 間 数
一	講 話 ・ 組 織 制 度 ・ 安 全 管 理	時 間 数
二	講 話 ・ 組 織 制 度 ・ 安 全 管 理	時 間 数
二	講 話 ・ 組 織 制 度 ・ 安 全 管 理	時 間 数

備考 分団指揮課程の教科目「講話・組織制度・安全管理」及び「防災」については、学校以外の場所における個別学習用の教材を用いた教育訓練の受講及び学校における効果測定の実施をもつて、学校における教育訓練の受講に代えることができる。

別記第四号様式中	No.
上級幹部科	指揮幹部科
第 期	現場指揮課程 第 期

を
に改める。

第 期	No.
上級幹部科	指揮幹部科
第 期	現場指揮課程 第 期

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岐阜県消防学校教育訓練規則第十一条に規定する中級幹部科を修了した者は、この規則による改正後の岐阜県消防学校教育訓練規則第十一条に規定する指揮幹部科分団指揮課程に係る教育訓練を修了した者とみなす。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十七年五月十三日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 HUB GUJO

三 代表者の氏名 赤塚 良成

四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市大和町島一四四九番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、主として、持続可能な地域社会を実現するため、人材の育成と産業の活性化、まちづくりに関する事業を行い、地域の課題を解決する活動、地域市民の文化的で健康的な働き方と暮らし方を推進する活動を支援し、促進することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十七年五月十三日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ルピナース

三 代表者の氏名 愛智 律子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市三福寺町一二九番地

五 定款に記載された目的 この法人は、主に飛騨地区地域住民および飛騨地区を訪れる人々に対しても、キャリアを積んだナース集団が主体となり独自に看護に関連する事業を行い、保健・医療、福祉の増進に寄与する事を目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第一項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十七年六月九日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
（薬局）		おくむらメモリークリニック	羽島郡岐南町下印食三の一四の二
名 称	所 在 地	精神科	精神科
自立支援の種類	年指定期	精神通院	精神通院
年指定期	年指定期	年指定期	年指定期

(指定訪問看護事業者等)		平田調剤薬局		海津市平田町幡長五六六番地		精神通院		平成 二〇 年一	
名 称	所 在 地	よしと調剤薬局	揖斐郡池田町八幡字市之坪一九番二	同	同	まみや調剤薬局岐南店	羽島郡岐南町下印食三の一四の三	同	同
すまいる訪問看護リハビリステーション	高山市下切町一〇七〇の一 ピ	工ナ下切一のB	同	同	同	精神通院	精神通院	精神通院	精神通院
精神通院	自立支援 医療の種類	年 指 定	年 指 定	年 指 定	年 指 定	平成 二〇 年一	平成 二〇 年一	平成 二〇 年一	平成 二〇 年一

(指定訪問看護事業者等)

指定管理者の変更の届出に関する公示

岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例（昭和四十八年岐阜県条例第三十四号）第六条第五項の規定により、岐阜県東濃牧場及び岐阜県飛騨牧場の指定管理者である一般社団法人岐阜県農畜産公社から変更の届出があつたので、同条例第十二条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十七年六月九日

一 変更のあつた事項

変更のあつた事項

(変更前) 山内 清久
(変更後) 立二 孝義

二 变更年月日

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 譲